

がありました後、採決いたしました結果、全員一致をもって本案中当委員会所管分については、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。よろしく当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。委員会の報告といたします。

○議長(小林菊三君) 次に建設委員長 村野武男君。

(建設委員長 村野武男君登壇)

○建設委員長(村野武男君) 御指名がございましたので、当委員会所管分の土木費に対する審査報告を申し上げます。

なお、御配付の議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

土木費中の下水道会計の八千万円の繰出金、市庁舎と商工会館の連絡通路設置工事費関係ですが、特にこの連絡通路について委員から指摘があり、取りつけ部分の階段の幅が九十センチですが、この点は人が通る場合、一般的に七十五センチあれば通れるので支障はない。商工会側のバルコニーの幅も六十センチ程度しかなく、設置の手すりを移設すれば七十センチ程度

になるので支障はないという説明があり、本案の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

よろしく御審議をお願い、当委員会報告どおり御確定くださるようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長(小林菊三君) 次に厚生委員長 関 米吉君。

(厚生委員長 関 米吉君登壇)

○厚生委員長(関 米吉君) 議案第九十号昭和五十四年度福生市一般会計補正予算(第三号)(歳出予算のうち厚生委員会所管分)に関する審査報告を申し上げます。

本議案は、九月十二日議会に提案され、同日当委員会に付託され、九月十二日開催の委員会において審査を行ったものであります。審査結果につきましても、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。

審査報告書の朗読につきましては省略させていただきます。審査の内容につき、まして、その大略を御報告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本議案に対する当委員会の所管分は、福祉部関係及び市民部関係であります。

まず、関係予算項目について、福祉部、次いで市民部の順により、関係部課長よりそれぞれ説明を受けたものであります。その説明の主なるものは次のとおりであります。

まず民生費のうち、社会福祉費の三百九十九万四千円の補正は、すべて五十三年度実績による国及び都への返還金で、主なるものは老人保護措置費、国庫負担金返還金の二百八十四万四千円で、これは保護措置対象者が四十二名であったものが、八名死亡し、減員となったことによる返還金である。また、生活保護費三十万四千円の補正も、五十三年度実績による国及び都への返還のための補正である。――などの説明が行われ、続いて市民部関係について、衛生費のうち清掃費五千四百九十九万四千円の補正は、地方交付税の清掃費配分金の西多摩衛生組合配分金五千四百三十三万二千円が主なものである。そのほか塵芥処理費十六万二千円は、多摩川流域十七区市町が統一して行う多摩川美化運動への参加費用として立看板を立てるなどの費用を計上させていただいた。また、消防費百十九万円

は、今年度築造予定の防火貯水槽の工法変更に伴う単価アップ――これは当初貯水槽内部に間仕切りを設けて築造する計画で、一基二百三十三万三千円と見込んだが、この間仕切りを行わず、周囲を強固にするように計画変更を行ったため、一基二百二十七万一千円かかることになるための補正である。――などの説明が行われ、質疑に入りしました。

質疑の主なるものを申し上げます。まず民生費関係においては、社会福祉費及び生活保護費関係の補正のすべては、国または都への償還金で、民生費関係の支出ではない。したがって、これは諸支出金として処理するべきか、妥当であるか、と思うか。生活保護費、国庫負担金及び都負担金の返還金の説明中、保護世帯中精神病患者五十三名と説明されたが、どのような症状の者が多いのか。また、衛生費関係について、河川美化啓もう用立看板を立てるのは結構だが、都市下水路組合からの汚水流入地点では美化運動どころではない。この汚水流入防止対策として、現状ではどうにもならない。第三処理場建設など、根本的な対策が必要ではないか。また、この汚水は、広域公共下水道には流入できないという話もあるが、事実か。さらに、消防費については、先日、厚生委員会は

宮城県沖地震り被災地仙台市を視察したが、これからの防火貯水槽は耐震性のものが必要であると痛感した。今回の補正による工法変更は、耐震性のものにしようとするものであるのか。また、九月二日行われた防災訓練に濾水器が使用されたが、濾過された水は絶対に大丈夫であるという市の検査保証はあるのか。——などの質疑がありました。

これに対し、市長及び担当部課長より、民生費の国及び都への償還金の扱いは、以前は諸支出金として処理していた。国及び都からは民生費として来るので、その収支を明確にするために民生費として計上しているが、なお、このことについては検討したい。精神病患者の症状、病名は千差万別で、どの病名の者が多いかは一概に言えない。ただ九〇％近くの者は、社会復帰が困難な症状の者である。都市下水路組合からの汚水流入の問題は、まことに困った問題である。工業用水が少ないために、衛生組合の使用水量が少ないことも原因の一つと見られる。根本的解決のためには、公共下水道の羽村幹線を急かせ、そこに流入させる以外にはないので、羽村幹線の早期着工を運動中である。そこに流入させるよう対処する。貯水槽の工法変更は耐震性のものとするためのもの

ではない。各公園の中の貯水槽は耐震性のものとなっているが、耐震性のものは築造費も普通のものに比べると三倍くらいかかる。しかし、普通のものを三つ三つ全部だめになってしまえばどうにもならないので、今後の築造に当たっては三つ三つなら一つを耐震性のものとするよう検討していきたい。濾水器の濾過水については、市で検査したことはないが、日本工業規格に基づく性能を有するものとなっているので、信頼している。——などの答弁が行われ、濾水器については、市でも一度性能テストするよう要望があって、質疑を終わり、採決の結果、全員異議なく当委員会所管分にかかわるものについては、可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御可決あらんことをお願いし、補足説明といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で各委員長長の審査報告は終わりました。これより各委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○九番(小野沢久君)

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十号については、討論を省略し、各委員会報告とおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本案は各委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

御異議なしと認めます。

よって議案第九十号は、各委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君)

日程第三 議案第九十一号 昭和五十四年度福生市国民健康

健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報

告を願います。

(厚生委員長 関 米吉君 登壇)

○厚生委員長(関 米吉君)

議案第九十一号 昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)に関する審査報告を申し上げます。

本議案は、九月十一日の議会に提案され、同日当委員会に付託され、九月十二日開催の委員会において審査されたものであります。審査結果につきましては、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。

審査報告書の朗読については省略させていただきます。審査内容につきましてその大略を御報告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、本議案の提案理由について、担当部課長より次の説明がありました。本議案は、さきに御審議願った福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例に関連するもので、歳入六十九万二千円は、条例改正の結果、減収となる九十七万円と、このほか六〇％減額対象世帯が当初八百世帯と見込んでいたものが九百五十世帯となったために減収となる分を調整し、生じた分を国庫負

担とするものである。歳出の補正は、療養諸費にあつては歳入に伴つて財源内訳の変更であり、諸支出金は、前年度国、都支出金精算のための還付金が主なものである。予備費の補正は、国、都支出金精算に充当させるためのものである。——とう説明を受け、質疑に入りましたが、各委員とも質疑がなく、採決の結果、当委員会としては全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員決定どおり、御可決あらんことをお願いし、補足説明といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○九番（小野沢久君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よつて議案第九十号は、委員

会審査報告のとおり可決されました。

○議長（小林菊三君） 日程第四議案第九十二号昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 村野武男君登壇）

○建設委員長（村野武男君） 御指名がございましたので、本案について審査の

報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

今回の補正は、国及び都の補助金で六千三百万円の減額、一般会計から八千万円の繰り入れ、市債において二億四千三百万円の増、これらが歳入で、歳出では一般管理費を初め、四カ所の官渠工事費二億七千万円の補正であります。委員から、減額となった都の補助金の見通しはどうか。また、受益者負担金の見通し、また、起債償還について指摘があり、都の補助金は従来三分の一補助であったが、都の財政事情から、総事業費から起債分を差し引いた残り一〇%の二分の一、五%補助となっているが、この点は関係市町村とも強い要望運動を行っているところである。受益者負担金については、現在平方メートル当たり百八十二円となっているが、今後、緊急に措置する必要がない限り、現行の額でやっていきたい。今後大きな問題となる起債の償還については、最終的に現債額が百億以上を予想しており、歳出における公債費も

単年度においては十億前後と見ている。管理費を含め、今後とも一般会計から繰り入れもしていかなければならないであろうし、全国的にも各自治体でも厳しい状態であり、下水道事業の推進をする上からも、国の財政措置が必要となってくるものと思う。

このような答弁があり、さらに地方債の関係で据え置きが五年であるが、財政事情の関係で、償還年限は短縮することはできるが、延長はできないこととなっている。また、官渠工事において、福生高校前の雨水管七百ミリを千三百五十ミリにかえる点について指摘があり、この七百ミリは公共下水道計画以前の多摩河原区画整理関係で埋設した管であるが、流入面積も広くなり、七百ミリでは不可能であるということから、今回、千三百五十ミリにかえ、本町幹線に接続しようとするものである。

このような説明がなされ、本年二回目の当会計補正予算について採決したところ、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。よろしく御審議を賜り、当委員会報告どおり御確定くださるようお願い申し上げます。報告いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第九十二号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本案は委員会審査報告どおり可決された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十二号は、委

員会審査報告どおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 議案第九十四号財産の取得についてを議題といたし

ます。

本案については、総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 鈴木藤次郎君 登壇)

○総務委員長(鈴木藤次郎君) 御指名をいただきましたので、議案第九十四号に対する審査経過と結果を御報告申し上げます。

なお、議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たっては、理事者の説明を受けた後、質疑に入ったものでありまして、その主な質疑、答弁を申し上げます。

仮称中央図書館用備品については、本案記載以外にも購入するものがあるのか。備品について制衣品にはどのような物、悪い物がある。そこで落札業者とそれより少し高い額で入札した業者との品物を比較したのか。また、アフタ

サービスについて十分注意を払った上で契約したか。身障者用備品について考えはどうか。この備品の中には、備えつけると動けなくなるものが多いと思うが、最初から工事費で組めなかったのか。おはなし教室のスペースはどこにあるのかとの質疑がありました。

これに対して理事者から、図書館用備品については、これで市民の利用する分はほとんどそう。あとは管理面で職員用備品等の購入が残っている。業者の品物の比較については、この備品は特殊なものであり、入札にかけたもので図書館設計業者の作成した仕様書により、材質、規格、その他確認をしている。また、アフターサービスについては、指名委員会の中で確認している。身障者用備品については今回含まれておらず、別途に検討したい。備品の備えつけについては、今回は移動できるものが主である。壁等に取りつけるものは工事費で組んでいる。おはなし教室は児童室内にスペースがあり、図書館の司書や一般市民が、子供たちに人形劇や本を読んで聞かせたりするものである。このような答弁の後、委員から要望として、保証期間後のアフターサービスについて文書を交わしておくことが重要と思うので、十分留意願いたいとの発言

がありました後、採決いたしました結果、全員一致をもって本案は原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、御報告いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十四号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。 よって議案第九十四号は、委員会審査報告どおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第六請願第一号 戦後強制抑留者補償に関する請願書を議題といたします。

本件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(厚生委員長関米吉君登壇)

○厚生委員長(関米吉君) 請願第一号 戦後強制抑留者補償に関する請願書の審査報告を申し上げます。

本請願は、九月十一日議会上程され、同日、当委員会に付託となり、九月十二日開催の委員会において審査されたものでありますが、審査結果については、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。

審査報告書の朗読につきましては省略させていただきます、審査内容について

その大略を御報告させていただきます。

(請願審査報告書) 別添参照

まず、本請願の審査に先立ち、あらかじめ委員長に申し出のあった傍聴者一名の傍聴を許可することを決定し、審査に入りました。

本請願の紹介議員より、請願の趣旨などについて種々発言があり、また資料等の配付も行われました。各委員の主なる発言は、一つ、戦後三十三年を経過した今日まで、こうしたことが未解決で放置されてきたことは、政府の怠慢である。早急に国に対して善処するよう、意見書を提出すべきである。二つ、祖国の敗戦という重圧に耐えて、故国と異なる気候風土のもとで、劣悪な衣食、住のもと、戦時捕虜でなく、終戦後、抑留者が賠償的労務を強要されたことに対しては、当然、国としてその強制労務に対し、何らかの補償を行うべきである。当市においても、悲惨な経験を強いられた市民が四十五名もいる。——などでありました。

また、本趣旨の請願は、各市町村議会にも請願されておるものであります。近隣各市町村議会の取り扱いについて、議会事務局長より、次の報告が

行われました。青梅市、昭島市は継続審査中、秋川市は六月定例会に上程採決の上、国に対する意見書も可決、羽村町、奥多摩町、瑞穂町は九月定例会に上程、五日市町は九月十六日から選挙のため、選挙後議会に上程予定、桧原村は請願されたところ、日の出町には請願されていない。

以上の意見及び報告等が述べられた後、採決の結果、当委員会としては全員異議なく、本請願は採択すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御採択くださるようお願いいし、請願第一号の審査に関する補足説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

請願第一号に対する委員会の報告は採択と決定であります。本件は委員会報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって請願第一号は委員会報告どおり採択と決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 暫時休憩いたします。

午前十時四十二分 休憩

午前十一時十二分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第七請願第二号 鍋ヶ谷戸地区への児童公園設置に関する請願書を議題といたします。

本件については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 村野武男君 登壇)

○建設委員長(村野武男君) 御指名がございましたので、本請願書の審査概

請二 陳三 其の地の調査 開会中の 特定事件 議九十六 議九十七